

福栄中学校 P T A 定期総会

令和 6 年度

報告

1. 令和 6 年度年度事業報告
2. 令和 6 年度会計収支決算報告
3. 令和 6 年度特別会計収支報告
4. 本 P T A の休会について

議事

第 1 号議案 福栄中学校 P T A 会則案

市川市立福栄中学校 P T A

令和6年度事業報告

1. P T A本部

- 4月・P T A総会オンライン開催
- 5月・草むしり
 - ・市P連総会出席
 - ・ひかり祭協力
- 6月・市P連オリエンテーション出席
 - ・集金
- 10月・制服バザー開催
- 11月・福カフェ主催クリーン作戦
 - ・市P連研究大会出席
- その他・P T A運営委員会（年間6回）
 - ・学校行事に協力
 - ・市P連式典など出席
 - ・会計監査

2. 学年委員会

(1) 学年委員会活動報告

- 6月・P T A会費集金
- その他・進路対策卒業対策費管理
 - ・運営委員会出席(委員長)

(2) 葦の渚学級活動報告

- 6月・集金
- 12月・合同学習発表会参加
- 2月・合同卒業生を送る会参加

3. 専門委員会

(1) 文化厚生委員会活動報告

- 5月・ひかり祭取材
- 6月・第126号「考える葦」発行
- 3月・第127号「考える葦」発行
- その他・取材、編集会議
 - ・運営委員会出席(委員長)

(2) 補導委員会活動報告

- 6月・朝のあいさつ運動実施
- 9月・朝のあいさつ運動実施
- 11月・朝のあいさつ運動実施
- 2月・朝のあいさつ運動実施
- その他・胡録神社祭パトロール
 - ・運営委員会出席(委員長)

(3) 家庭教育学級活動報告

- 5月・市川市家庭教出会いの会出席
- 7月・第1回(株)ワコールの方による講演会
- 9月・第2回親子コミュニケーションについて
- 11月・第3回コーチング講演会&給食試食会
- その他・運営委員会出席(委員長)

2024年度収支決算報告書

1. 収入の部

項 目	予算額	収入額	備考欄
会 費	1,400,000	1,332,000	生徒・教職員等(8月分を除く)
雑 収 入	0	22,438	預金利息・バザー売上など
前年度繰越金	2,332,201	2,332,201	前年度繰越金
総収入合計	3,732,201	3,686,639	

※総収入＝学期会費＋雑収入＋前年度繰越金

2. 支出の部

(単位:円)

項 目	予算額	支出額	予算残高	備考欄
P T A 運 営 費	会 議 費	20,000	27,018	△ 7,018 諸会議費・お茶代など
	事務消耗品費	150,000	5,101	144,899 事務用品・用紙類・印刷機インク代など
	備 品 費	20,000	0	20,000 備品代
	修 繕 費	10,000	0	10,000 パソコン周辺機器の修繕など
	リース代	220,000	420,420	△ 200,420 印刷機リース代
	交通通信費	20,000	6,480	13,520 交通費・通信費など
	負 担 金	120,000	72,505	47,495 PTA連絡協議会・小中体育連盟など
	慶 弔 費	20,000	0	20,000
	小 計	580,000	531,524	48,476
P T A 活 動 費	学習支援費	200,000	154,000	46,000 学習支援・部活動補助費など
	学級運営補助費	550,000	0	550,000 学級運営補助費
	行事活動費	245,000	239,704	5,296 入学式・卒業式・離任式関係
	体育文化活動費	210,000	38,970	171,030 会報発行・講演会費・ひかり祭・家庭教育学級など
	環境整備費	20,000	21,164	△ 1,164 学校環境整備など
	校外補導費	2,000	0	2,000 パトロール・生徒指導関係など
	小 計	1,227,000	453,838	773,162
そ の 他	災害備品費	150,000	1,238,380	△ 1,088,380 災害備蓄飲料水など
	周年積立	100,000	100,000	0
	予 備 費	1,675,201	1,362,897	312,304 さざなみ祭DVD代
	小 計	1,925,201	2,701,277	△ 776,076
合 計		3,732,201	3,686,639	45,562

3. 差引残高

総収入合計額	総支出合計額	差引残額
3,686,639	3,686,639	0

※残金は、2025年度へ繰り越します。

上記の通り報告します。

2024年 3月 31日

会計 竹下 麻衣子
会計 益子 由美子

上記の通り会計監査を実施しました。

2024年 3月 31日

会計監査 山本 由美子
会計監査 峠 希

令和6年度特別会計決算報告書

周年積立金

1. 収入の部

(単位：円)

	金額	摘要
前年度繰越金	1,129,414	
利息	0	預金利息
本年度積立金	100,000	
	1,229,414	

2. 支出の部

総支出合計	0
-------	---

3. 差引残高

総収入合計額	総支出合計額	差引残額	摘要
1,229,414	0	1,229,414	残金は令和7年度へ繰越します。

上記の通り報告します。

上記の収支決算報告書を適正と認めます。

令和7年 3月 31日

令和7年 3月 31日

会計
会 計

竹下麻衣子
倉子由希子

会計監査
会計監査

山本由美子
峠希

本PTAの休会について

令和6年度内に開催された第二回臨時総会にて本会の休会が承認されたことにより、本会会則第1章第3条の規定に基づき、本会を令和7年度より休会とする。休会の期間は、本会が再発足されるまでとする。

本会の休会にともない、以下の事項が適用される。

- (1) すべての保護者および教職員がPTA会員でなくなる。入会アンケートは行わない。
- (2) PTA本部と各委員会を発足しない。本部役員と各委員の募集を廃止し、学校が保護者の協力を必要とする場合は、学校によりその都度ボランティア募集を行うこととする。その際の保護者のボランティア活動には、市川市の「ふれあい保険」を利用する。
- (3) PTA会費の徴収を廃止し、従来PTA会費で負担していた支出に関しては、学校が必要に応じて判断し徴収金に組み込む。
- (4) PTA一般会計は残金をゼロにし、通帳を解約する。
- (5) PTA周年積立特別会計はその通帳を残し、積立金は次回の周年行事に使用するものとする。管理責任は学校長、教頭、教務主任に置く。
- (6) 千葉県および市川市のPTA連絡協議会が主催・運営するすべての行事に参加できない。千葉県PTA連絡協議会が推奨する保険の利用も不可となる。

以上

市川市立福栄中学校PTA会則（案）

第1章 総 則

- 第1条 本会は、市川市立福栄中学校PTAと称し、事務所を学校内に置く。
- 第2条 本会は、学校・家庭ならびに地域社会が協力して、生徒の幸福な成長をはかり、併せて本校の教育活動に協力することを目的とする。
1. 家庭と学校とは常に連絡を緊密にとり、教育について父母と教師の協力をはかる。
 2. 教育環境の整備充実をはかる。
 3. 会員相互の教養を高め、親睦をはかる。
 4. 生徒の校外生活の指導と、保健衛生及び体力の向上をはかる。
 5. 学校行事へ協力し、生徒の幸福な成長をはかる。
 6. 特定の政党、宗教、思想に偏ることなく目的の達成をはかる。
 7. その他、必要と認められる事項。

- 第3条 本会は、規定の役員の被選出者がいない、または規定の人数が選出されず本会の運営が継続困難とみなされる場合は、総会での議決を経てその年度以降の本会を休止または解散することができる。休止または解散となった場合は次の事柄が適用される。
1. 本会が休止または解散となった場合はPTA会員の加入アンケート、会費の徴収、委員会の発足を行わない。
 2. 本会が休止または解散となっても学校運営において必要とされる活動については、有志により活動を継続できるものとする。その活動の運営は学校が行う。
 3. 本会が休止または解散となった場合、PTAに関わる会計業務の運営は学校に移譲される。PTAから支出していた学校運営に関わる費用は、生徒一人当たりに対応する額が学校徴収金として組み込まれる。
 4. 本会役員の構成が可能となり、かつ本会が学校および保護者より必要と認められた場合は、休会または解散後に再度本会を発足することができる。

第2章 会 員

- 第4条 本会の会員は、入会届を提出した本校生徒の保護者（父母又はこれに代る者）並びに教職員とする。

第3章 役 員

- 第5条 本会には、次の役員を置く。
- | | |
|-------|--------------------|
| 名誉会長 | 1名 |
| 会 長 | 1名 |
| 副 会 長 | 若干名（3名以上、内1名は教頭） |
| 会 計 | 若干名（2名以上） |
| 書 記 | 若干名（3名以上、内1名は教務主任） |
| 会計監査 | 若干名（2名以上） |

- 第6条 校長は、学校経営の立場から、名誉会長としてこれに参加する。

第 7 条 役員の任期は1年とするが、再任は妨げない。なお、補欠により就任した者の任期は前任者の残余の期間とする。

第 8 条 役員の任務は次のとおりとする。

1. 会 長 本会を代表して、会務を総括する。
2. 副 会 長 会長を補佐し、会長事故ある時は、会務を代行する。
3. 会 計 総会で決定した予算に基づき、一切の経理を処理し、かつ管理する。
4. 書 記 会務を記録し、会員に知らせる。
5. 会計監査 会計事務を監査する。

第 9 条 役員は、会長の招集により、役員会を構成する。

第 10 条 役員は、重要事項を審議し、必要な会務運営の意見の総合調整を運営委員会に提案する。

第 11 条 役員の選任は、次のとおり行なう。

1. 役員は、アンケートをもとに選出され、総会の承認を経て決定する。
2. 役員選考委員会は、運営委員、各学年委員から5名程度選ばれ構成する。
3. 互選により委員長、副委員長を選出し、委員長はこれを招集する。

第4章 総 会

第 12 条 総会は全会員で構成され、全会員の過半数（委任状を含む）の出席で成立する。

第 13 条 総会は、本会の最高議決機関である。その議決は出席会員の過半数による。

第 14 条 総会は、毎年度始めに定期総会を開催する。他に必要に応じて臨時総会を開くことができる。オンライン・書面開催を含む。

第 15 条 総会は、会長がこれを招集し、総会議長は総会において選出される。

第 16 条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。

1. 会務の報告と承認
2. 予算及び決算の承認
3. 役員の選出
4. 会則の変更
5. その他、重要な会務

第5章 運営委員会

第 17 条 運営委員会は、総会につぐ議決機関であり、次の構成員により構成する。

1. 第4条に定める役員（但し会計監査は含まず）
2. 各専門委員会委員長
3. 各学年委員長
4. 少年補導員(校長推薦により選出される)

第 18 条 運営委員会は、総会で承認された会務及び予算に基づき、その企画調整及び運営にあたる。

第 19 条 運営委員会は、会長が招集し、その議決は出席委員の過半数による。ただし委員会は、委員の2分の1以上の出席をもって成立する。オンライン・書面開催を含む。

第 20 条 運営委員会は、定例委員会及び必要に応じ、臨時の委員会を開くことができる。

第6章 専門委員会

第 21 条 専門委員会は、本会の活動に必要な事業の企画並びに調整にあたり、執行する。但し各委員において、選出者がいない場合は一年間の活動を停止する。

第 22 条 専門委員会の種類と業務内容は、次のとおりとする。

1. 文化厚生委員会

○会報の編集、発行。

○会員の文化活動並びに体育活動の企画実施。

○生徒の福利厚生、文化活動並びに体育の援助及び奨励。

2. 補導委員会

○生徒の校外生活の安全確保と健全育成。

○学区内における環境対策、整備の活動。

3. 家庭教育学級

○家庭における教育力の向上と会員同士の親睦のための企画、運営。

第 23 条 各専門委員会は、年度始めにアンケートをもとに選出し、互選により委員長が選任される。

第 7 章 学年委員会

第 24 条 学年委員会については次のとおりとする。

1. 学年委員会は、アンケートをもとに選出された各クラス 2 名程度の学級代表並びに学年の教員により構成され、本会の学年活動を運営する。

2. 臨時で集金業務を学校より依頼された場合、諸費集金業務にあたる。

3. 学年委員は進学対策卒業対策委員会についての業務を兼ねるものとする。

第 25 条 学年委員長は学年委員の中から互選により選ばれる。

第 26 条 学年委員長は、必要に応じて学年委員会を招集し、議事を運営委員会に報告する。

第 8 章 会 計

第 27 条 本会の経費は、会費・事業収入・その他を以ってこれにあてる。

第 28 条 会費については次のとおりとする。

1. 会費は一世帯年額 2000 円とする。

2. 年度途中の転出入があった場合は、前期分・後期分として会計処理をする。

3. 大規模災害などによる活動停止、縮小が見込まれる場合は、総会の議決により会費の減額を行うことが出来る。

第 29 条 本会会計年度は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

付 則 (1)

本会則は、昭和 54 年 11 月 10 日から実施する。

付 則 (2)

ただし昭和 54 年 11 月 10 日より昭和 55 年度までの間は、本会会則第 3 条、第 4 条の規定にかかわらず、役員を置かず、代わりに父母より 10 名の本部運営委員を選出し、総会の承認を得て役員の任務を代行するものとする。

付 則 (3)

本会会則第1章第3条の規定に基づき、本会を2025年度より休会とする。休会期間は、本会が再発足されるまでとする。本会の再発足は、本会会則に則って行われ、必ず全保護者および全教職員の意思を確認し、そのうちの過半数の同意を得なければならない。また、再発足の際は市川市PTA連絡協議会に活動再開の連絡を入れ、了承を得ることとする。

付 則 (4)

本会則は、昭和62年4月18日より一部改正し、施行する。

本会則は、昭和63年4月23日より一部改正し、施行する。

本会則は、平成4年3月2日より一部改正し、施行する。

本会則は、平成18年4月27日より一部改正し、施行する。

本会則は、平成23年5月2日より一部改正し、施行する。

本会則は、平成25年5月2日より一部改正し、施行する。

本会則は、平成27年5月1日より一部改正し、施行する。

本会則は、令和3年5月1日より一部改正し、施行する。

本会則は、令和4年5月1日より一部改正し、施行する。

本会則は、令和5年5月1日より一部改正し、施行する。

本会則は、令和6年5月1日より一部改正し、施行する。

本会則は、令和6年12月19日より一部改正し、施行する。

本会則は、令和7年4月7日より一部改正し、施行する。

表 彰 規 定

- 第1条 この規定は、本会の振興発展に功績のある個人の表彰に必要な事項を定める。
- 第2条 会員で、その業績が会並びに会員の向上、生徒の福祉増進、教育の振興など顕著である場合。
- 第3条 表彰は表彰状を授与し、記念品を贈呈する。
- 第4条 表彰は、会員および学年委員長、専門委員長の具申を運営委員会が受けて決定する。

慶 弔 規 定

- 第1条 この規定は、会の事業の一環として、慶弔について定める。
- 第2条 会員および団体に対する慶弔金は次の通りとし、金額については、運営委員会で決定する。
1. 本校と同一ブロック内にある小・中学校に於ける行事。
 2. 教職員が転・退任された場合は記念品を贈呈するものとする。
- 第3条 会員および生徒死亡の場合は、死を悼み謹んで弔慰する。(弔慰金 5,000円)
- 第4条 その他、必要と認めた場合は、役員協議の上、慶弔、および見舞いを行なうことができる。

付 則

この規定は、昭和54年11月10日よりおこなわれるものとする。

この規定は、令和4年5月1日より一部改正し、施行する。

この規定は、令和6年5月1日より一部改正し、施行する。